

第1号様式(第3条関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

事業概況報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

住 所

事業者名

代表者名

経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を○で囲むこと。)	株式会社	組合	資本	資本の額	千円
	有限会社	個人		当期中の増減額	千円
	合名会社	その他	株式	発行する株式の総数	株
	合資会社			発行済株式の総数	株

事業形態

事業形態 (該当する事業に○を記入すること。)	内航運送をする事業
	内航運送の用に供される船舶の貸渡し(定期備船を含む。)をする事業

経営している事業

事業の名称		従業員(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
内航海運業	船員	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	%
	陸員	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	
その他の事業		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	%
計		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	%

- 備考 1. 「従業員数」の「船員」の欄には、内航運送の用に供される船舶の船員数を記載すること。
 2. 「従業員数」の「陸員」の欄には、内航海運業の陸上業務に従事する従業員数を記載すること。
 3. 「従業員数」の「その他の事業」の欄には、内航海運業以外の業務に従事する従業員数を記載すること。

第2号様式(第3条関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

内航海運業損益明細表
(年 月 日から 年 月 日まで)

住 所

事業者名

代表者名

(単位:千円)

		科 目	金 額		
営業収益	内航海運業収益	運賃(運送契約に係る運賃)			
		運賃(運送委託契約に係る運賃)			
		貸 船 料			
		運 航 受 託 手 数 料			
		その他の内航海運業収益			
		計			
		その他の海運業収益			
		その他の事業収益			
		営業収益合計			
	営業損益	営業費用	運航費	貨 物 費	
				燃 料 費	
				港 費	
				その他の運航費	
			計		
船費			船 員 費		
			船 舶 減 価 償 却 費		
			その他の船費		
			計		
			借 船 料		
		運 航 委 託 手 数 料			
		その他の内航海運業費用			
		計			
	その他の海運業費用				
	その他の事業費用				
	一 般 管 理 費				
	営業費用合計				
	営 業 損 益				
営業外	業 利	営 業 外 収 益			
		営 業 外 費 用			
	経 常 損 益				

特別損益	特別損益	船舶売却益	
		その他の特別利益	
		計	
	特別損失	船舶売却損	
		その他の特別損失	
		計	
税引前当期純利益(税引前当期純損失)			
法人税等			
法人税等調整額			
当期純利益(当期純損失)			
前期繰越利益金(前期繰越損失金)			
損益合計			
剰余金処分			
欠損金処理			
当期末処分利益(当期末処理損失)			

当期船舶の減価償却不足がある場合の当該不足額

(単位:千円)

償却不足額	
-------	--

第3号様式(第3条関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

固定資産明細表
(年 月末)

住 所

事業者名

代表者名

(単位:千円)

資 産 の 種 類		金 額
固定資産	固 定 資 産	
	(うち船舶)	

損 益 計 算 書

年 月 日から 年 月 日まで

事業者名 _____

科 目		収 益	費 用	損 益	
経 常 損 益	営 業	内航海運 事業	千円	千円	
		事業			
		事業			
		事業			
		事業			
		計			
	損 益	金 融 損 益			
	外 損 益	流 動 資 産 等 売 却 損 益			
		そ の 他 損 益			
		計			
合 計					
特 別 損 益	固 定 資 産 売 却 損 益				
	前 期 損 益 修 正 損 益				
	そ の 他 特 別 損 益				
	合 計				
税引前当期利益（税引前当期損失）					
法 人 税 等					
当 期 利 益（当 期 損 失）					
前 期 繰 越 利 益（前 期 繰 越 損 失）					
積立金目的取崩額					
中 間 配 当 額					
中 間 配 当 に 伴 う 利 益 準 備 金 積 立 額					
当 期 未 処 分 利 益（当 期 未 処 分 処 理 損 失）					

損益計算書の注記事項

1. 重要な会計方式

2. 会計方針又は記載の方法の変更

科 目 名	変 更 の 内 容	変更による増減額
		千円

変更による
当期利益
の増減額

千円

3. 子会社又は支配株主との営業取引

子会社との 営業取引高	収益中	千円	支配株主と の営業取引高	収益中	千円
	費用中	千円		費用中	千円

4. その他の注記事項

(その1)

貸借対照表

平成 年 月 日現在
資 産 の 部

事業者名

科 目	款	項	目
(款) 流 動 資 産	千円	千円	千円
(項) 現 金 預 金			
受 取 手			
荷 主 貸			
他 店 貸			
未 収 取 立			
未 収 運			
未 収 入			
未 収 消 費			
短 期 貸 付			
立 替 金			
有 価 証			
貯 蔵			
前 払 金			
前 払 費			
自 己 株			
親 会 社 株			
その他流動資			
(款) 固 定 資 産			
(項) 有 形 固 定 資 産			
(目) 土 地			
建 物			
車 両			
建 設 仮 勘 定			
構 築 物			
運 搬 具			
機 械 装 置			
工 具 器 具 備 品			
無 形 固 定 資 産			
営 業 権			
権 利 金			
投 資 等			
長 期 貸 付 金			
子 会 社 株 式			
投 資 有 価 証 券			
出 資 金			
長 期 前 払 費 用			
(款) 繰 延 資 産			
(項) 試 験 研 究 費			
開 発 費			
新 株 発 行 費			
社 債 発 行 費			
社 債 発 行 差 金			
開 業 準 備 金			
資 産 の 部 合 計			

(その2)

負 債 の 部

科 目	款	項	目
(款) 流 動 負 債	千円	千円	千円
(項) 支 払 手 形			
他 店 借 り			
未 払 運 賃 料 金			
未 払 取 立 金			
未 払 金			
未 払 消 費 税			
未 払 費 用			
納 税 充 当 金			
短 期 償 還 社 債			
短 期 借 入 金			
預 り 金			
前 受 金			
そ の 他 流 動 負 債			
(款) 固 定 負 債			
(項) 長 期 支 払 手 形			
社 債			
長 期 借 入 金			
退 職 給 与 引 当 金			
そ の 他 固 定 負 債			
負 債 の 部 合 計			

資 本 の 部

科 目	款	項	目
(款) 資 本 金	千円	千円	千円
(款) 法 廷 準 備 金			
(項) 資 本 準 備 金			
利 益 準 備 金			
(款) 余 剰 金 (欠 損 金)			
(項) 別 途 積 立 金			
(項) 当 期 未 処 分 利 益 (当 期 未 処 理 損 失)			
(目) [う ち 当 期 利 益 (当 期 損 失)]		()	
資 本 の 部 合 計			
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計			

貸借対照表の注記事項

1. 重要な会計方針

--

2. 会計方針又は記載の方法の変更

科目名	変更の内容	変更による増減額	変更による 当期利益 の増減額
		千円	

3. 貸倒引当金

長期	千円	短期	千円
----	----	----	----

4. 有形固定資産の原価償却額（減価償却費の累計額） 千円

5. 子会社に対する金銭債権又は金銭債務

	長期	短期
金銭債権	千円	千円
金銭債務		

6. 支配株主に対する金銭債権又は金銭債務

	長期	短期
金銭債権	千円	千円
金銭債務		

7. 重要な流動資産又は取引所の相場のある株式若しくは社債につきその時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合において、取得価額又は製作価額を付したときの注記

8. 固定資産の償却年数又は残存価値を変更したときは、その旨を注記すること。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

9. 重要な資産又は負債が外貨建てであるときは、その旨を注記すること。ただし、会社の財産の状態を判断するため重要でないとき、この限りでない。

10. 担保に供されている資産の科目の名称 千円

担保に係る債務の総額 千円

11. 取締役及び監査役に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権	千円	金銭債務	千円
------	----	------	----

12. 保証債務、手形遡求義務その他これらに準ずる債務で負債の部に計上しないもの

保証債務	千円
手形遡求義務	

13. 商法（明治32年法律第48号）第287条の2に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の款を設けて計上することができる。この場合においては、その計上の目的を示す適当な名称を付して整理すること。

14. 13に規程する引当金で引当金の款以外の款に計上するものは、商法第287条の2に規程する引当金であることを注記すること。

15. 1株あたりの当期利益又は当期損失

当期利益	円	当期損失	円
------	---	------	---

16. 商法第290条第1項第4号に規定する超過額 千円

$$= \left(\text{開業準備費、試験研究費及び開発費から成る繰延資産} \right) - \left(\text{資本準備金} + \text{利益準備金} + \text{当該決算期に積立てることを要する利益準備金} \right)$$

17. 1から12まで及び14から16までに規定するもののほか、貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項は、注記すること。

18. 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。